

川崎市バス事業アドバイザー・ボード開催運営等要綱

制定 令和2年1月6日（31川交経企第88号局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、川崎市バス事業に関して専門的見地からのアドバイスや利用者からの意見を聴くことを目的とする川崎市バス事業アドバイザー・ボード（以下「アドバイザー・ボード」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

（目的）

第2条 交通局長は、次に掲げる事項について、アドバイザー・ボードの委員の意見を求める。

- （1）川崎市バス事業に関すること
- （2）経営改善に関すること
- （3）その他、必要な事項

（委員）

第3条 交通局長は、アドバイザー・ボードの委員として、次に掲げる者に就任を依頼する。

- （1）学識経験者
- （2）利用者
- （3）その他、必要な者

（開催期間）

第4条 アドバイザー・ボードの開催期間は、令和5年3月28日から令和8年3月31日までの期間とし、必要に応じて開催することとする。

（会議）

第5条 アドバイザー・ボードの会議は、交通局長が招集する。

- 2 会議には、委員及び交通局長以下関係職員が出席する。
- 3 交通局長は、必要に応じ、関係者又は専門知識を有する者の出席を求めることができる。

（庶務）

第6条 アドバイザー・ボードの庶務は、交通局企画管理部経営企画課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザー・ボードの運営等に関し必要な事項は、交通局長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年1月6日から施行する。
（川崎市バス事業アドバイザー・ボード設置要綱の廃止）

2 川崎市バス事業アドバイザー・ボード設置要綱（平成21年7月1日付21川交経企第25号）は、廃止する。

附 則（令和5年1月31日4川交経企第194号）
この要綱は、令和5年1月31日から施行する。